

「専門職大学・短期大学」が制度化されるまでの道のりと開学まで

2006年 (平成18年)	<p>▽全国専修学校各種学校総連合会の総会で、中込三郎会長が専門学校の「一条校化」を打ち出す(6月)</p> <p>▽教育の憲法といわれる「教育基本法」が60年ぶりに改正され、教育目標の一つに「職業及び生活との関連重視」が盛り込まれる(12月)</p>
2008年 (平成20年)	<p>▽塩谷立文部科学大臣が「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」中央教育審議会に諮問(12月)</p>
2009年 (平成21年)	<p>▽中央教育審議会に「キャリア教育・職業教育特別部会」が設置され、キャリア教育・職業教育について本格的な議論がスタート(1月)</p> <p>▽中央教育審議会が「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申まとめる。「職業実践的な教育に特化した枠組みについて」明記(1月)</p>
2012年 (平成24年)	<p>▽中央教育審議会の答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を受けて、専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議が文部科学省に設置された。専修学校の質保証・向上に向けて①専修学校の自己評価、学校関係者評価等の改善・充実について②教職員の資質向上等に関する取り組みの改善・充実について③質保証等に係る専修学校設置基準の在り方④その他一について検討が行われた(4月)</p> <p>▽自民党の安倍晋三総裁が政権公約を発表。「職業教育に特化した新しい高等教育機関の創設」盛り込む(11月)</p>
2013年 (平成25年)	<p>▽専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議が「職業実践専門課程」の創設について～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨を生かした先導的試行～(報告)まとめる(7月)</p> <p>▽新たな枠組みの先導的試行「職業実践専門課程」の認定に関する規程を官報で告示(8月)</p>
2014年 (平成26年)	<p>▽教育再生実行会議が第5次提言に「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」盛り込む(7月)</p>
2015年 (平成27年)	<p>▽実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議が「審議のまとめ」公表。「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設」を謳い、新たな機関を既存の大学等と比肩する高等教育機関と位置付ける必要性から、新機関を大学体系の中に位置づける方向を基本としている(3月)</p> <p>▽下村博文文部科学大臣が中央教育審議会に「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化について諮問。具体的な諮問事項は「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」(4月)</p> <p>▽中央教育審議会に「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化を検討する特別部会設置。部会長に永田恭介筑波大学学長を選任し、新機関の制度設計スタート(5月)</p>
2016年 (平成28年)	<p>▽中央教育審議会の第107回総会で「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の創設を馳浩文部科学大臣に答申(5月)</p>
2017年 (平成29年)	<p>▽専門職大学を創設する「学校教育法の一部を改正する法律(案)」を閣議決定(3月)</p> <p>▽「学校教育法の一部を改正する法律(案)」が参議院本会議で採決され、賛成多数で可決・成立(5月)</p> <p>▽文部科学省が専門職大学・短期大学の設置基準を官報で公示(9月)</p> <p>▽専門職大学・短期大学の申請受付スタート(11月)</p> <p>▽林芳正文部科学大臣が専門職大学・短期大学16校(私立)の設置認可を大学設置・学校法人審議会に諮問(12月)</p>
2019年 (平成31年)	<p>▽専門職大学・短期大学開学(4月)</p>